

議案第52号

幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例

幕別町立へき地保育所条例（昭和40年年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条中第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号及び第2号に該当する教育・保育給付認定子どもに係る保育料は無料とする。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（給食費の徴収）

第9条 町長は、保育児童に提供した給食の費用（以下「給食費」という。）を保護者から徴収するものとする。

- 2 前項に規定する給食費は、当該保育児童に給食を提供するために現に要した額とする。

- 3 町長は、補助、助成その他の給付により保護者以外から給食費の全部又は一部の納入が見込まれる場合は、その額を減じて保護者に請求するものとする。

- 4 町長は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる副食費（保育児童に係る給食費のうち副食の提供に要する費用）を徴収しないものとする。

- (1) 満3歳以上保育児童のうち、その保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円未満（別表備考6に掲げる世帯に属する満3歳以上教育・保育認定子どもにあつては77,100円以下）である保育児童に係る副食費

- (2) 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で3人

以上いる場合において、そのうち年長の保育児童から順に3人目以降となる満3歳以上保育児童に係る副食費

- (3) 3歳未満児で、算定された保育料が0円である保育児童に係る副食費（保育料が0円と算定された月分の副食費に限る。）
- (4) 3歳未満児で、別表の備考6に該当する世帯（所得割合計額が77,100円以下の世帯に限る。）に属する保育児童に係る副食費
- (5) その他町長が必要と認める副食費

別表第2階層の項中「2,000円」を「0円」に改める。

別表備考6中「77,100円以下の場合」の次に「（第1階層、第2階層を除く。）」を加え、「、それぞれ次表に掲げる保育料」を「2,000円」に改め、備考6の表を削る。

別表備考7中「第2階層」を「第3階層」に、「保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）」を「施設利用就学前児童」に改める。

別表備考8中「又は第2階層の世帯」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の幕別町立へき地保育所条例の規定は、令和元年10月1日以後に行われる保育に係る保育料について適用し、同日前に行われた保育に係る保育料については、なお従前の例による。